

協会けんぽの健診・保健指導について

【目次】

- ・加入者ご本人(被保険者)の健診P2
- ・加入者ご本人(被保険者)の保健指導P5
- ・ご家族(被扶養者)の健診P6
- ・ご家族(被扶養者)の保健指導P9
- ・事業者健診結果データ取得事業P10
- ・重症化予防事業P14

加入者ご本人(被保険者)の健診

＜生活習慣病予防健診＞

生活習慣病の予防・早期発見に着目し、胸や胃のレントゲン検査(がん検診を兼ねる)など、全般的な検査を実施

健診の種類	検査の内容	対象年齢	自己負担額 ()内は自己負担額+ 協会けんぽ補助額
一般健診	診察等/身体計測/血圧測定/尿検査/便潜血反応/血液検査/心電図検査/胸部レントゲン検査/胃部レントゲン検査	35歳～74歳	最高7,038円 (18,522円)
	眼底検査(医師が必要と判断する場合のみ)		最高78円 (777円)
乳がん検診	問診/マンモグラフィ/ 視触診(医師が必要と判断する場合のみ)	一般健診を受診する 40歳以上の偶数 年齢の女性	最高1,655円 (5,518円)
子宮頸がん 検診	問診、細胞診	20歳以上の偶数年 齢の女性	最高1,020円 (3,400円)

※40、50歳時に補助の出る付加健診、肝炎ウイルス検査もあり

加入者ご本人(被保険者)の健診は 毎年3月下旬頃、会社宛てにご案内をお送りします

平成29年度
生活習慣病予防健診
加入者ご本人(被保険者)用
申込書在中

開封いただき書類のご確認をお願い致します

本来の料金の半額以下でお受けいただく
ことができる健診のご案内です(事前予約制)

お得に健診を受けるには……

- ①健診機関に連絡し、健診の予約を……
- ②同封の印字された健診申込書に……

この健診は加入者ご本人(被保険者)のみ受診
できます

全国健康保険協会千葉支部
協会けんぽ
〒260-8645
千葉市中央区富士見2-20-1
日本生命千葉ビル9F
電話:043-308-0525(健診専用)

生活習慣病予防健診申し込み方法

①指定の健診実施機関から健診受診先を選ぶ

②希望の健診実施機関へ連絡し、健診日の予約をする

③「生活習慣病予防健診申込書」を記入し、協会けんぽ宛てに、健診日の2週間前までに郵送する

「印字されている用紙」をお使い下さい。白紙は予備です。ご郵送頂いた後、申込書に不備がなければ、協会けんぽからご連絡は致しません。

④健診実施機関から、健診日の前に問診票や検査キットが届く

⑤健診を受ける

当日は、健康保険証を忘れずにお持ち下さい。

⑥健診結果が届く

健診実施機関から健診結果が届きます。

加入者ご本人(被保険者)の保健指導

- 協会けんぽでは、生活習慣病予防健診を受けた被保険者の皆様を対象に、特定保健指導・健康相談を実施
- 特定保健指導とは、血圧・血糖・脂質のリスクや喫煙状況によって対象となった方に、“病気になる前の予防”のお手伝いをさせていただくもの
- 特定保健指導は無料
- 特定保健指導は、協会けんぽの他、いくつかの生活習慣病予防健診実施機関、特定保健指導委託専門機関でも実施

<生活習慣病予防健診実施機関>

- ①君津健康センター
- ②五井病院
- ③佐倉厚生園病院
- ④聖隷佐倉市民病院
- ⑤袖ヶ浦さつき台病院
- ⑥JCHO船橋中央病院
- ⑦JCHO千葉病院
- ⑧千葉診療所
- ⑨千葉ロイヤルクリニック
- ⑩東葛病院
- ⑪轟健康クリニック
- ⑫新浦安虎の門クリニック
- ⑬東船橋病院
- ⑭二和ふれあいクリニック
- ⑮まくはり診療所
- ⑯みつわ台総合病院
- ⑰四街道徳洲会病院
- ⑱幕張マリブクリニック
- ⑲日本健康倶楽部西船橋健康管理クリニック(2017.7～)

<保健指導専門機関>

ベネフィット・ワン

ご家族(被扶養者)の健診

＜特定健康診査＞

メタボリックシンドロームに着目した健診

健診の種類	検査の内容	対象年齢	自己負担額 (協会けんぽ補助額は 6,520円)
基本的な 健診	診察等/身体計測/血圧測定/血液検査(血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査)/尿検査	40歳～74歳	1,180円 または 500円

- 千葉市など、一部の市区町村でがん検診と特定健診を同時に実施
- 一部の市区町村で、国民健康保険加入者対象の日程・会場において受診することも可能

ご家族(被扶養者)の健診は

ご自宅(被保険者の方)へご案内をお送りしております

■毎年4月上旬頃に、受診券(特定健康診査受診券)が入った黄色い封筒を、ご自宅(被保険者の方)へお届けします



「社員」だけでなく、
「社員の家族」の健診も！
皆さんへのお声掛けを
よろしく申し上げます

特定健康診査(ご家族向け)の受け方

①受診券を受け取る

協会けんぽ加入初年度は、自動交付とはならず事前に申請が必要となります。
協会けんぽ保健グループ(☎043-308-0525)へご連絡下さい。

②受診券と健康保険証の記号・番号を確認する

記号・番号が一致していない場合、受診券が使用できません。

③健診機関に予約する

受診できる健診機関は、協会けんぽホームページを参照して頂くか、お電話でお問い合わせをお願いします。

④健診を受ける

受診日当日は、下記の3点を忘れずにお持ち下さい。

1. 受診券(特定健康診査受診券)
2. 健康保険証
3. 自己負担費用

※健診を受診した後で、特定保健指導の対象となる方に「利用券」をお届けします。
リスクをお持ちの方は、保健指導をぜひ活用して下さい！

ご家族(被扶養者)の保健指導

- 協会けんぽでは、特定健康診査を受けた被扶養者の皆様にも、特定保健指導を実施
- 特定保健指導は無料
- 動機づけ支援、積極的支援に該当された方へ「特定保健指導利用券」を送付
- 県内の指定病院で特定保健指導を受けることができる
- 日本健康倶楽部エヒメ支部との委託契約により、オプションを付けた集団の特定保健指導を実施(一部有料)

事業者健診結果データ取得事業

★協会けんぽが事業者健診結果データを必要とする理由

- ・協会けんぽ各支部の取組み状況(例:特定健診受診率)を評価し、健康保険料率に反映させる仕組みが平成30年度※より開始。

※平成30年度の実績を平成32年度の保険料率に反映

- ・医療保険者として、特定健診受診率の向上を図る必要あり。
(平成28年度千葉支部受診率45.2%→平成29年度末65%へ)

- ・医療保険者は事業者健診結果データを取得することで、特定健診受診率に含むことができる。

→より多くの加入者の健康状態を把握し、健康増進対策(保健指導等)を展開していくことができる。

★事業者健診(定期健康診断)と 生活習慣病予防健診の違い

- ✓ 事業者健診(定期健康診断)は、事業主の安全配慮義務のひとつとして、事業主に実施が義務付けられているもの。
- ✓ 一方、生活習慣病予防健診は、保健事業(予防)のひとつとして医療保険者である全国健康保険協会(協会けんぽ)が実施しているもの。
- ✓ 生活習慣病予防健診の健診結果データは直接健診機関より、協会けんぽに報告されるが、事業者健診結果データは事業者より提供をいただく必要がある。

(高齢者の医療の確保に関する法律第27条において、保険者は事業主等に対し健診結果の写しを提供するよう求めることができ、また、提供を求められた事業主等は健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。)

	事業者健診(定期健康診断)	生活習慣病予防健診
根拠法令	労働安全衛生法	健康保険法
対象者	全員	35歳以上75歳未満
検査項目	最低限	3大がん検診(胃、大腸、肺)を含む
その他	協会けんぽへデータ提供が必要 健診費用補助無(事業主負担)	協会けんぽへデータ提供が不要 協会けんぽにて一部費用補助有

「事業者健診」結果データの提供のお願い

平成20年4月から、医療保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。当協会においても、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の方々に対し、特定保健指導を実施しています。

特定健康診査の健診項目は、労働安全衛生法に基づき事業者が実施する健康診断の項目に含まれているため、この健診を受診された方は当協会が実施する特定健康診査を受診していただく必要はありませんが、当協会が特定保健指導を行うにあたり、事業主様に対して、事業者健診の結果データの提供をお願いしています。

何卒ご理解のうえ、ご協力を賜りますよう、宜しくお願いいたします。

事業主様

労働安全衛生法に基づく健康診断を実施。



ご提供いただきたいデータはこの方々です！！

全国健康保険協会

35歳以上の被保険者に対しては、生活習慣病予防健診を、40歳以上の被扶養者に対しては、特定健康診査を実施。

対象者

被保険者(ご本人): 35歳~74歳

被扶養者(ご家族): 40歳~74歳

データを提供頂くとこんなメリットがあります

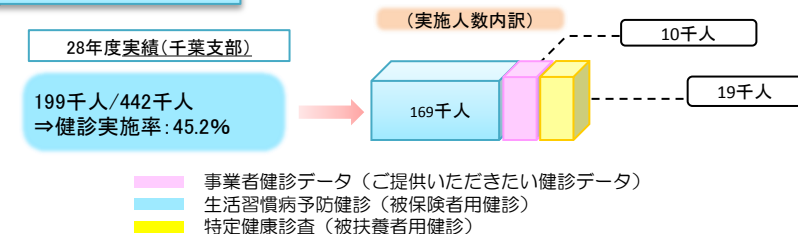
ご提供頂いた健診結果に応じて、当協会の保健師などによる保健指導がご利用いただけます。

■ 生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる従業員の方々に対して、**無料で生活習慣を見直すサポートを行います。**(医療機関では4万円程度かかります)

■ 生活習慣病を予防することで、結果、医療費の増加を抑制することにつながります。これは将来の健康保険料率の上昇を抑制することにもつながります。

■協会けんぽの健診実施率の目標(40歳から74歳)

健診実施率の目標値



健診の受診率65%の目標を達成するためには、99千人以上のご提供をしていただく必要がありますが、現在、1割程度の提供にとどまっています。ぜひ協会けんぽへ健診結果データの提供をお願いします。

★事業者健診結果データ及び個人情報について

1. 事業者健診結果データの提供

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条において、保険者は事業主等に対し健診結果の写しを提供するよう求めることができ、また、提供を求められた事業主等は健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

したがって、**事業者健診結果データを医療保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に抵触するものではありません。**

＜参考＞「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)～抜粋～

第二十七条

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者にかかる健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診断もしくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

2. 第三者提供の制限(個人情報の保護に関する法律第23条)

上記のような法令に基づき個人情報の提供を行う場合は、本人の同意は不要とされています。

3. 事業者健診結果データ提供後の取扱い

個人情報の保護に関する法律、協会けんぽの個人情報保護管理規程等その他関係法令等に基づき、ご提供いただいた健診データは確実な漏洩の防止等適切に管理します。

ただし、以下の場合に限り使用します。

- ・保健師等が保健指導・健康相談を実施する場合。
- ・特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する場合。

重症化予防事業

- 医療費が高額の者は、生活習慣病にかかっている割合が高くなっている
- 健診の結果、要治療となっっているながら、医療機関を受診していない者の割合も高い
- 特定保健指導を最大限に推進しつつ、治療放置者に対して受診勧奨を行う
- 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図ることを目的とする

実施概要(一次勸奨)

- 35歳以上75歳未満の生活習慣病予防健診受診者のうち、数値が

★ 血圧

収縮期血圧	拡張期血圧
160mmHg以上	100mmHg以上

または

★ 血糖値

空腹時血糖	HbA1c
126mg/dl以上	6.5%以上

- かつ、健診受診前1ヶ月および受診後3ヶ月以内(受診月含む)に医療機関を受診していない者
- 健診受診から半年後に文書を送付



D01201604-12-000002

A19AKBX0000003#
010000006 1/2



全国健康保険協会北海道支部
保健グループ
〒060-8524
札幌市北区北7条西4-3-1
新北海道ビル
TEL:011-726-0361

000007#

X0000003



回答書の返信をお願いします。

**そのままにしておくと本当に危険です!
至急、医療機関への受診が必要です。**

血圧・血糖値の平成28年度健診結果について

あなたの血圧の数値は、
Ⅱ度(またはⅢ度)高血圧の可能性がります。

あなたの血圧は

収縮期	28年度	27年度	拡張期	28年度	27年度
	155 mmHg	163 mmHg		117 mmHg	107 mmHg

あなたの空腹時血糖(またはHbA1c)は

空腹時血糖	28年度	27年度	HbA1c	28年度	27年度
	109 mg/dL	111 mg/dL		***** %	***** %

高血圧の判断基準

収縮期血圧(mmHg)
拡張期血圧(mmHg)

至適血圧

<120
<80

正常血圧

<130
<85

正常高値

130-139
85-89

I度高血圧

140-159
90-99

Ⅱ度高血圧

160-179
100-109

Ⅲ度高血圧

≥180
≥110

血 圧

異常なし

正常値ですが
高めです

高血圧が
疑われます

**至急
医療機関の
受診を!!**
あなたはどこです

二次勸奨対象者

- 一次勸奨対象者のうち、より重症域にあると判断される者

★ 血圧

収縮期血圧	拡張期血圧
180mmHg以上	110mmHg以上

または

★ 血糖値

空腹時血糖	HbA1c
160mg/dl以上	8.4%以上

- 受診勸奨文書に加えて、受診状況・連絡先をたずねる「回答書」を同封

実施概要(二次勧奨)

- 「受診する予定はない」と回答した者
- 回答書の返送のない者

早期の受診が必要であることを再度通知

血圧が高い場合は
「循環器内科」

血糖値が高い場合は
「糖尿病外来 または
内分泌内科」

を受診するようご案内

【重要なお知らせ】医療機関受診の必要があります。

日頃は大変お世話になっております。
協会けんぽよりお送りしております「回答書」にて、血圧または血糖値が高いことについての受診状況をお知らせいただきありがとうございます。
「受診する予定はない」とのご回答でしたが、健診結果の数値が基準値を大幅に超えており、このままでは近い将来、脳梗塞・心筋梗塞・失明・腎不全（人工透析）などの重い合併症を起こす危険性があり、大変心配な状況です。必ず、早期に受診をしてください。

*すでに主治医にご相談済み、または医療機関受診済みの場合は、お知らせが行き違いで、お手元に届いてしまいますことを何卒ご了承ください。

=====
□血圧 : 186/98 mmHg [基準値 130/85mmHg 未満]
□血糖値 : 空腹時血糖値 (98) mg/dl [基準値 100mg/dl]
□血糖値 : HbA1c (5) % [基準値 5.6%未満]

糖尿病性腎症重症化予防事業

- 一次勧奨対象者のうち、

eGFR	尿タンパク
60未満	+以上

糖尿病性腎症(CKD)が疑われる者に対し、
受診勧奨を実施

- 「腎臓内科」を早期に受診するようご案内
- 無料で保健師等による来所相談、電話相談を開始(2017年6月送付分よりチラシを同封)

CKD予防健康相談

健診結果が悪いことは自覚している。自分でいろいろ調べてもいる。「いきなりインスリンといわれたらどうしようかと思って受診から遠ざかっていました」



高血圧、タンパク尿は前から気になっていた。「病院行ったほうがいいですよね？」

「eGFRとは何ですか？どのくらい悪いですか？」
「健診当日は夜勤明けで食事をとってしまったんです・・・」

健診結果が悪いことは自覚しており、“受診まであとひと押し”という方から相談の電話をもらう印象です

ご清聴ありがとうございました！

